

レジ袋有料化義務化について

令和元年10月11日

一般財団法人食品産業センター

1. 一般財団法人食品産業センターについて

(1) 設立 1970年8月20日に財団法人として設立。2013年4月1日に一般財団法人に組織変更

(2) 役割

食品産業界における唯一の業種横断的な団体として、食品産業界の意見を集約・調整して行政や関係団体に要請・提言を行うとともに、関連施策の業界への浸透を図るなど、食品産業界の共通の課題解決に取り組んでいる。

(3) 活動

情報の収集・提供、政策に関する要請・提言・協力、調査・指導（食品の品質・衛生管理、食品の表示、食品の規格・基準、食品産業の環境対策）、広報、セミナー・展示会の開催、海外展開の支援、地域の食品産業の振興、食品産業PL共済・食品リコール保険など

(4) 会員

食品製造業を中心とする企業	129社
業種別団体	115団体
地方食品産業協議会連合会	1（31の都道府県単位の食品産業協議会の連合会）

2. プラスチック製買物袋有料化義務化についての意見

(1) レジ袋有料化義務化の目的の理解の浸透について

プラスチック製買物袋の有料化義務化については、消費者及び事業者がそれぞれの立場で取り組んでいくことが政策目的の実現のための前提であると考えます。プラスチックのリデュースを進める必要性と、有料化義務化による効果をわかりやすく発信し、消費者と事業者双方が進んで協力しようという気運になるよう政府として広報に注力したいと考えています。

また、国の政策として実施するものなので、店頭掲示の消費者向けのポスターの配布など、レジ袋有料化を消費者に受け入れてもらえるような環境整備をお願いしたい。

(2) 対象となるプラスチック製買物袋の範囲について

購入した商品を持ち運ぶ際に使用されるプラスチック製の袋であっても、「いわゆるロール袋等」が対象外とされている。容器包装リサイクル法の対象事業者の範囲、有料化義務化の目的との関係、商品の特性や取引の形態から有料化の対象とならないもの、有料化することができないものがあると考えられるので、対象外となるロール袋「等」の範囲を明確にしていきたい。

例えば、以下のような場合は有料化義務化の対象にならないと考える。

- プラスチック製の袋に、複数の商品を袋詰めにして販売する場合のように袋と中身商品が一体不可分で販売される場合
- 短時間で多数の顧客に商品を販売するため商品をレジ袋に入れて提供しなければならない場合
- 小売業に属する事業を行う者以外の者が単発的に商品を販売する場合
(参考)



(3) 中小零細な食品製造小売事業者への配慮について

- ① パン、菓子、豆腐などの食品を製造し、小売する中小零細な業者については、以下のような事情があり、これら事業者にとっても実行可能で、公平性を欠くことのない制度を設計するとともに、円滑に対応できる環境整備をお願いしたい。
 - 消費税に関し軽減税率の対象となる食品のみを販売していることからレジが複数税率に対応できておらず、プラスチック製買物袋販売のために複数税率に対応するレジの導入などの負担が新たに生じる。
 - 一般に単一商品を販売し、一回の販売額が少なく、かつ税込みで切りのい

い値段で販売している場合が多いため、多種類の商品を販売する店舗に比較して販売価格に占めるレジ袋代が割高になる。

○個人営業など極めて零細で、団体の傘下でない事業者も多く周知に相当の時間がかかる。

○レジ袋の価格水準など近隣の同業者との間で競争条件の有利不利が発生する可能性が高い。

(4) 容器包装リサイクル制度の運用について

レジ袋の有料化義務化以外の容器包装リサイクル法に基づく制度の運用については事情の変更はないはずなので、定期報告の対象事業者の拡大や報告事項の追加など、レジ袋有料化義務化をきっかけに、追加的な負担を課すことのないようお願いしたい。

(5) レジ袋の売上の使途について

レジ袋の売上の使途については、本制度の趣旨・目的を踏まえて決定・選択とするとされているがその内容が意味不明であり、売上の使途については、事業者の判断で決定・選択すべきものであると考えます。